

第14回大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会への意見

1 生活関連施設等の設定について

駒川中野地区では、地元の障害者でプレ街歩き調査が開催された。駒川中野商店街は地元住民にとって、OsakaMetro 駒川中野駅や、近鉄針中野駅に接続する主要経路となっている実態がある。前回の基本構想では、商店街のバリアフリーを望む声を受け止め、商店街の商品陳列ラインを設定くださり、円滑な商店街の通行に役立っている。今回のプレ街歩きでは、陳列ラインが守られているかも含めチェック活動がされた。

5. こころのバリアフリー (駒川商店街)	●店の前に商品を出し、さらに自転車が進まないと電動車が通れない。商品の陳列は「店から〇cm以内」というようなルールを商店街でつくってほしい。 ●買い物客にも自転車が行き止まりにならないように、店から声をかけてもらいたい。 ●商店街の方の集まり等に呼んでいただければ、車いすの話をするなど協力できるので、それを参考にいただければありがたい。	・〔アドバイザー〕商店街の方々が今まで考えてきたことを教えていただき、この場で問題として共有していきたい。
--------------------------	---	---

(前回の基本構想資料 参考資料5. 駒川中野地区基本構想検討会議における主な意見とその対応)

商店街は、バリアフリー経路として指定されていないが、黒門市場や、萩之茶屋本通商店街は生活関連施設(商業施設)として指定されている。

生活関連施設は、地域の実情を踏まえて設定されるというルールになっていることを踏まえ、駒川中野地区では、駅前商店街として事実上、主要な日常経路であり、高齢者、障害者が日々利用する重要な施設であることを踏まえて、地区での意見を十分に踏まえた検討が行われるようにご配慮いただきたい。

(参考) 現行基本構想における主要施設設定の考え方

現行基本構想では、旧法である交通バリアフリー法に基づく重点整備地区の配置要件を満たすものとして、次の考え方で「主要施設」を設定しています。

交通バリアフリー法(旧法)の定義 … ①

交通バリアフリー法

第二条(定義)

7 この法律において「重点整備地区」とは、特定旅客施設を中心として設定される次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- 一 特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。

大阪市の基準(全地区共通)

<「主要施設」選定の考え方>

- ・利用者が一定規模以上の施設 … ②
- ・広域的な利用がされている施設 … ③

現行基本構想における主要施設設定の考え方

「主要施設」：上記①、②、③により抽出した施設を中心に、各重点整備地区における地域の実情を踏まえた上で選定

大阪市交通バリアフリー基本構想骨子【全地区共通】

(以下は新今宮地区基本構想 令和 8 年 4 月) 荻野茶屋本通り商店街が生活関連施設と指定されている



2 継続協議事項の検討の進め方について

2006年に大阪市が先進的に基本構想を策定して以来、20年ぶりの見直しであり、当事者から多くの問題点が指摘され、課題として整理されたことはとても意義があった。しかし、計画へ反映しきれない課題も多く残されており、第8回推進協議会、第11回推進協議会において、今後継続的に取り組むべき事項として整理された。

資料3

本市協議会において継続検討する11項目に対する今後の対応(案)

【対応方針(整理の仕方)】

- ・国による今後の検討の中で方針が示されたものについては、その結果を市の基本構想に適宜、反映していく
- ・方針が示されなかったものについては、市協議会で情報収集・意見交換を通じて意見集約し、関係事業者と情報を共有する。

方針 凡例

- 国: 国の動向を注視し、基本構想に反映
- 国等: 建築分野(国等)の動きを注視し、基本構想に反映
- 当協議会: 当協議会で取扱う(W5意見集約)
- R5~R8: R5~R8にかけて基本構想に反映

分類	検討項目	国(府)の検討動向	大阪市協議会の方針(案)
1) 整備の具体化に関して、基本的な考え方等の整理が必要なもの【ハード整備】	① 乗り換えや周辺地域・施設へのわかりやすい案内・誘導	誘導案内表示検討WGを設置し検討予定【国の取組み1.(1)③】	A
	② 障がいの特性に応じた操作性を確保した券売機や精算機等の仕様の検討 (③インターホンとセットで検討する)	—	C
	③ インターホンなど遠隔対応型等の双方向のコミュニケーション設備の仕様の検討		
	④ 大型ベッドの設置位置や仕様の検討 (⑤、⑥とセットで検討する)	公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会でトイレ内設備の記載内容について検討予定【国の取組み3.④】大阪府福祉のまちづくり審議会、調査検討部会【府の取組み】	B
	⑤ バリアフリートイレの機能の分散化の検討		
	⑥ オールジェンダートイレの設置(配置・仕様)の検討		
	⑦ ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供に関する手段や内容の検討	ウェブサイト等における情報提供WG設置。国ガイドライン改訂済み(R7.9.30)【国の取組み1.(1)⑩】	A
2) 関係事業者と共通認識を図ることが望ましいもの【心のバリアフリー】	⑧ 駅員の理解促進と接遇向上に関する検討	—	D
	⑨ オールジェンダートイレの設置に対する理解促進に関する検討	—	
3) その他	⑩ エレベーター仕様の仕様の有効性の検討	国ガイドラインにコラムで掲載	B
	⑪ 小中学校の生活関連施設の設置についての検討	—	—

そして、第 13 回推進協議会で、今後の対応(案)(資料3)が示されたが、その時にも指摘したとおり、国や府の検討待ちの項目が目立つものとなっている。

基本構想は、地域の実情を踏まえて、既存物を含んで移動の円滑化や面的整備を図るのが趣旨であるの

で、国や府の動向がでなければ、大阪市において検討できないものではない。

にも関わらず、当協議会で扱う予定があるのは②③の券売・インターホン関係に限られ、しかも、ワークショップでの意見集約に留まるということには極めて問題であるといわざるを得ない。

これまでの地区ワークショップや推進協議会の検討で、「懸案事項は継続して検討しますから」と、前担当者時代から説明を受けてきた。

前回の協議会では、以下のような意見提起を行った。

- ・無人駅増加に伴う券売機やインターホン等の課題に対する、モックアップ検証等を含めた具体的な検討
- ・国の動向を待つことなく、大阪特有のターミナル構造をふまえた「案内・誘導」の大阪市としての独自の検討
- ・「案内・誘導」とインターホン、点字誘導などの駅設備の一体的な検討

これらの点をふまえ、「継続検討事項」への取り組みを、下記の通り進めるよう強くお願いしたい。

●今後の検討について

①「乗り換えや周辺地域・施設へのわかりやすい案内・誘導」については、特に各地区のワークショップでは検討の必要性について多くの意見が出た。ワークショップでの意見を集約するとともに、京橋地区やなんば地区などモデル地区を選定し、当事者参画のもとわかりやすいバリアフリールートの案内表示のあり方を検討する場をぜひ作っていただきたい。

特に、民間ビルに連絡エレベーターを設置しているのが大阪の特徴であり、それに起因するエレベーターの所在、エレベーターの各階からのルートの表示等がわかりにくい等の問題については、国の動向や基準作りとは全く関係なくすぐにでも対策が必要である。

②「券売機・インターホンの仕様」については、無人駅・無人改札(含む時間帯無人)の拡大が大きな問題となっており、障害があっても利用できるインターホン、券売機・精算機等の重要度が増している。ワークショップでの意見を集約するとともに、多様な障害者が利用できるために、どういう改良が必要なのか、当事者参画で、良い事例の情報交換や当事者の使い勝手を踏まえた意見交換会などができる場を作っていただきたい。

③ 上記の①②の検討を踏まえた改善案の検討をモックアップ検証などの手法も取り入れながら、当事者、有識者、事業者、行政が一緒になって進めていただきたい。